

伊賀市空き家バンク家財処分等事業補助金概要

伊賀市空き家バンク登録物件家財除去サービス事業者登録制度

〒518-8501 伊賀市四十九町3184
伊賀市役所 空き家対策室
☎0595-22-9676

空き家バンクに登録された空き家の家財道具の処分等を行う者に予算の範囲内で補助します。
また、市内の家財除去サービス事業者で、市に登録している事業者の紹介を行います。

1. 補助対象チェック

次のチェック項目がすべて✔がある場合は補助対象者となります。

- 補助金の申請を行う日の属する年の1月1日時点で居住した市区町村の市区町村民税を滞納していない。
- 補助金を申請しようとする者及びその同居家族が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない。
登録物件の所有者等で、補助金の交付を受けた後も引続き2年以上バンク登録することを
- 誓約する者又は、空き家バンクの利用登録者で、補助金を受けた後、対象となった空き家に5年以上居住することを誓約する者

2. 補助対象経費と補助額

☆業者に依頼する場合

補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は3万円のうちいずれか少ない額

★市の清掃施設に直接持込処分する場合

補助金の額は、対象経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は3万円のうちいずれか少ない額

3. 空き家バンク登録物件家財除去サービス登録事業者

登録事業者は次の2事業者が登録しています。見積書等が必要な場合は直接お問い合わせ下さい。

☆株式会社グリーンワークス 伊賀市炊村1187-17 ☎0595-46-0077

☆株式会社ピアルカ 伊賀市西大手町3679 ☎0120-777-255

4. 市内ごみ処理施設

市内ごみ処理施設は一般廃棄物のみの受け入れが可能です。ごみ処理ルールを守って搬入して下さい。

●搬入できる地域（上野、島ヶ原、いが、阿山、大山田管内）青山以外

☆さくらリサイクルセンター 伊賀市治田3547-13 ☎0595-20-9272

50キログラム以下は500円で、50キログラムを超える場合は50キログラム増すごとに500円加算します。

☆不燃物処理場 伊賀市西高倉4631 ☎0595-23-8991

搬入車両の最大積載量100キログラムにつき500円を乗じた額とします。ただし、100キログラム未満でも100キログラムとみなします。

●搬入できる地域（青山管内）

☆伊賀南部クリーンセンター 伊賀市奥鹿野1990 ☎0595-53-1120

10キログラムごとに120円（ただし、10キログラム未満の端数は切り上げとなります。）

●ごみの分別方法と種類

「資源・ごみ分別ガイドブック」に従い分別して搬入して下さい。市HP又はQRコードをご利用下さい。

資源・ごみ分別ハンドブック



(青山以外)

北部版

DL7.14MB



(青山管内)

南部版

DL7.46MB

伊賀市ごみ分別アプリ

iPhone (アイフォン)



Android (アンドロイド)



※対応バージョン：iOS 5.1.1以降、Android 2.3以降

※スマートフォンで資源・ごみ分別ハンドブックをご覧いただく場合はダウンロード（DL）容量にご注意下さい！